

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福岡県北九州市若松区南二島四丁目5番7号

氏 名 久屋産業株式会社  
代表取締役 久保山 功二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 令和2年（2020年）1月9日

許可の有効年月日 令和7年（2025年）1月8日

### 1. 事業の範囲

収集運搬業（積替え・保管行為を含まない）

産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず及びがれき類並びに廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を含む。）以上12種類（石綿含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
なし

3. 許可の条件  
なし

4. 許可の更新又は変更の状況  
令和 2年 1月 9日 新規許可 以下余白

5. 積替えの許可の有無  
余白

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無  
有